

環文ミニセミナー（第25回）

5月12日(金)開催の、第25回環文ミニセミナーの概要をご紹介します。

第25回ミニセミナー

カーボンプライシングと日本の気候変動政策

講師：一方井 誠治 氏

（武蔵野大学名誉教授・元環境省職員）

1. カーボンプライシング（炭素価格付け）

の理論的な特長

カーボンプライシングは、環境税をはじめとする経済的措置のひとつであり、特に近年注目されている二酸化炭素の削減のための炭素税や排出量取引制度などのことを指している。カーボンプライシングの最大の特長は、最小の費用で環境と経済を合理的に両立させる効果があること。制度として企業に義務づけた場合、限界削減費用（1単位の削減に必要な費用）の均等化（業種・企業ごとのCO₂削減費用の多寡を勘案した削減）が起こり、社会全体として効率的な削減（削減費用の最小化）が可能になるため、国の経済にとってもプラスとなる政策だ。一方、一定の削減率をすべての企業に一律に課したり、企業の自主的措置に頼った場合は、全体的な削減費用の最小化が難しくなる。

カーボンプライシングの短期的効果としては、炭素税などの企業負担増加分が製品に上乗せされるため製品価格が上昇して消費が抑制され排出量削減に繋がる、また企業が炭素価格以下の費用で排出削減対策を取ろうとするインセンティブが発生することだ。更に重要なのは中長期的効果で、CO₂排出削減技術や設備への投資やCO₂を排出しない産業構造にシフトするインセンティブが働くことが期待される。

よく言われるカーボンプライシングの「二重の配当」とは、CO₂削減による環境改善という

配当と、炭素税収や排出量取引で発生するオークション収入による財源獲得という配当だ。増えた税収で、環境改善への追加的投資や法人税・所得税減税も可能になる場合がある。

炭素税と排出量取引の違いは、前者では炭素価格が明確なので企業も計算しやすいが、消費がどの程度抑制されるかは市場次第なので削減量が不明確なのに対し、後者ではいつまでにどの程度削減するかは確定しているが、結果として炭素価格がいくらになるかはやってみないと分からないという点だ。2050年カーボンニュートラルを目指すにあたり、削減量が明確なことは非常に重要で、まずベースとして排出量取引を導入し、炭素税などは補完的なものを考えるべきだろう。

2. 日本と世界のカーボンプライシング

導入の歴史

1990年代前半の北欧諸国での炭素税導入を皮切りに、2000年代にはヨーロッパ各国を中心に導入が進んだ。EU全体としての炭素税導入は見送られたが、代わりに2005年に域内排出量取引制度を導入。当時、民主党政権の日本でも排出量取引導入の機運が高まったが、政権交代もあって実現しなかった。しかし、同時期に東京都は石原知事の下で独自の排出量取引制度を導入し、現在も継続している。日本政府は2012年に地球温暖化対策税を導入。炭素税率が非常に低く（1t当り289円＝ガソリン1ℓ当り0.7円：スウェーデンは1t当り15000円程度）、排出抑制のインセンティブにはならなかったが、増えた税収は環境省、経産省主管の補助金に充てられている。その後、韓国（2015年）、中国（2021年）が排出量取引を導入する中、日本も、EUが2027年

に導入を予定する EU 国境税調整の影響も懸念してか、政府が現在国会に提出中の GX 法案（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案）で「カーボンプライシング」の本格的導入について言及している。

3. GX 移行に係る日本の

カーボンプライシング関連法案の概要

関連法案の概要は以下の通り。

- ①「GXリーグ」の発足、目標も参加も企業の自主的取組が前提
- ②「カーボンクレジット市場」の整備、2026年から本格稼働
- ③「GX経済移行債」（20兆円）の創設により先行投資支援、カーボンプライシング導入で得られる収入を2050年までの償還に充当
- ④産業競争力強化・経済成長・排出削減に貢献するものから経産省が優先順位を付けて先行投資支援
- ⑤GXにより企業の自主性に基づく補助金行政を経て、徐々に排出量取引制度や「化石燃料賦課金」を導入
- ⑥企業支援、化石燃料賦課金、排出量取引制度などを管理する経産省の外郭団体「脱炭素成長型経済構造移行推進機構」の設立
- ⑦今後必要な見直しを行なうこと

4. 今回の法案に対する懸念

懸念事項として以下のことが挙げられる。

- 1)企業の自主参加型で削減目標も自主的な設定が想定されているため、国レベルでの限界削減費用の均等化という点で本来のカーボンプライシングの実効性に疑問がある。
- 2)「先行投資支援」は経産省の補助金行政という古いタイプの政府主導型の政策であり、本来あるべきく企業等による経済合理的な削減活動を促す市場主導型の政策ではない。
- 3)排出削減より産業競争力や経済成長が重視

されている印象が強い。

- 4)日本のカーボンニュートラル目標達成への実効性に大きな懸念がある。

以上も含め、GX 法案の最大の問題点は、全体として環境保全より経済成長を重視する傾向が強く、2050年カーボンニュートラル達成のための基本手段との位置づけが見えない点であり、このままでは目標達成が難しいだろう。

5. 改善すべき方向

- カーボンプライシングへの企業の参加を一定の条件のもと義務付ける。
- 2050年までのカーボンニュートラル達成と整合した削減目標を政府が設定し、その実現のための化石燃料賦課金、排出枠総量を定める。
- カーボンプライシングを、財源調達手段ではなく、価格効果による中長期の産業構造改善の手段として活用する。
- 将来的には、儲けの出るものに課税するのではなく、CO₂など環境にマイナスになるものに課税し、炭素税や排出量取引制度における税収やオークション収入を法人税・所得税減税に充当する。
- 炭素税の逆進性の問題などは別途手当する。

6. 日本の気候変動政策が遅れがちな理由

日本の縦割り行政の下で、環境基本計画は環境省の主管であり、エネルギー政策は経産省の専管事項だが、それらの上位にあるべき政府としての長期的な持続可能な国家発展計画がないため、省庁横断的な政策が取りにくい状況にある。また短期的に痛みを伴う政策を避け、政治的反発を受けない技術開発や自主的対策と補助金行政に頼りがちである。更に島国日本では、経済的影響力の大きい電力業界の市場競争環境が弱く、現状維持に傾きがちな点も、気候変動対策の遅れの原因となっていると考えられる。（文責：事務局）